

## 意見募集手続に寄せられた御意見の概要

### 1 要綱（骨子）第一 被害者等による少年審判の傍聴

#### 【賛成意見】

犯罪被害者等基本法において、被害者は「その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」を有しているとされている。少年法の精神に矛盾しない限り被害者の人権は保障されるべきである。

少年等が審判で何を言っているのかをきちんと見届けたい。被害者にとって、傍聴により、事件に向き合うことは立ち直りに資する。

被害者は一方当事者であり、少年の考えや事件の内容等について知りたいと思う気持ちが非常に強い。

被害者の知る権利は当然保障されるべき権利である。

加害少年の未熟さや事件直後の被害者の負担、報復感情で審判廷が混乱するといった先入観や偏見で、被害者を切り捨てないでほしい。

被害者が審判の場にいることで、少年が嘘を言うことができなくなり適正な事実認定にも資する。

少年の更生のためには、その罪を十分認識させることが必要である。被害者が審判の場にいることは、事件の重大性を認識させ、反省させる効果がある。

これまでの審判が被害者を見ることなく、淡々と進めすぎていたのではないか。被害者がいない審判廷で語られる被害者像は無機質で、少年の心に届いていなかったように思う。

少年審判規則第29条は、教師、雇主等の少年側の立場にある者の傍聴を規定していると解釈されるべきであり、逆の立場にある被害者は含まれない。実務において同条における被害者の傍聴はほとんど行われていない。

少年審判では、少年には加害者の親、付添人等が少年の側におり、少年は手厚く守られている。被害者が傍聴しても何も発言できないのであるから、少年が萎縮するとは思われない。

#### 【反対意見（慎重な審議を求めるとの意見も含む。）】

少年は精神的に未熟であり、社会的な経験にも乏しいため、精神的に萎縮し、率直に心情を語ったり、事実関係について発言することができなくなるおそれがある。

少年や関係者のプライバシーに関する事項を取り上げることが困難となる。

被害者が少年審判を傍聴すれば、裁判所が被害者の存在を意識し、少年への責任追及を中心とした手続の進行とせざるを得なくなり、審判のケースワーク的機能を害する。

審判廷が狭いため、被害者と少年の距離が近く、保安上不測の事態が生じかねない。

審判が事件から間もない時期に行われるため、被害者も心情的に落ち着いていない。また、少年も反省が深まっておらず、被害者と向き合うことができる状態

ではないことから，そのような状態で傍聴することにより，二次被害が発生するおそれがある。

少年審判規則第29条を活用することで対処すべきである。

少年と被害者の対話については，修復的司法の導入により対処すべきである。

被害者の事実を知りたいとの要望については，記録の閲覧・謄写等の現行法の制度を活用することや，裁判官，調査官が被害者に審判内容を説明する運用を行うこと，少年院等での処遇場面での情報提供や対話を促進することにより，対処すべきである。

被害者に対する精神的，経済的支援の充実を優先すべきである。

触法少年は特に弊害が大きく，除外すべきである。

被害者が守秘義務に違反し，審判で知り得たことを報道機関などに流出させる危険が大きい。

児童の権利条約等の国際的な司法基準に反する。

#### 【その他】

被害者の傍聴を原則として認めるような規定にすべきである。

被害者がPTSDなどの重大な精神的障害を受けた場合や性犯罪も傍聴の対象とすべきである。

傍聴を認めるとしても，かなり限定的にすべきであり，事案に応じた対処ができるようにすべきである。

ビデオリンクによる傍聴を検討すべきである。

傍聴を認める場合には，守秘義務を実効性のあるものにすべきである。

## 2 要綱（骨子）第二 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

#### 【賛成意見】

被害者が単に事実を知りたいという場合にも閲覧したいという要望にこたえるものである。正確な事実を知ることは被害者の立ち直りに不可欠である。

被害者は事実を知りたいと切望しており，被害については知る権利があるはずである。

原則として閲覧・謄写を認める点は，実務の運用に合致している。

従来の「損害賠償の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合」という規定の仕方は，被害者の「事実に関して得られる情報を入手したい」という自然な心情からの申出に何らかの理由を求めるもので適当でない。

#### 【反対意見】

現行でもほとんど閲覧・謄写が認められており，拡大する必要はない。

身上関係の記録の閲覧・謄写は認めるべきでない。

裁判官や調査官から事件の内容を説明することで対処すべきである。

守秘義務に違反し，少年の生い立ち等に関する情報が流出したり，悪用されたりするケースが増えるのではないか。

少年の身上・経歴等の記録の開示は，国際的な司法基準に反する。

平成12年の改正の運用の結果を踏まえ，更に検討をすべきである。

#### 【その他】

「意見の陳述をなすために必要があると認める場合」など相当な範囲で要件を拡大することは積極的に検討すべきである。

社会記録の閲覧・謄写や捜査段階からの閲覧・謄写も可能にすべきである。

社会記録は閲覧・謄写の対象とすべきではない。

範囲を拡大するのであれば、守秘義務を実効性のあるものにすべきである。

謄写料が高額である。

### 3 要綱（骨子）第三 被害者等の申出による意見の陳述の対象者の拡大

審判に出ることができないほどの身体に重大な故障がある場合は、死亡と同然にすべきであり、拡大に賛成である。

現行法で見過ごされた部分であり、拡大に賛成である。

平成12年の改正の運用の結果を踏まえ、更に検討をすべきである。

### 4 要綱（骨子）第四 成人の刑事事件の管轄の移管等

従前から、当該被告人が2つの裁判所に事件係属した場合に併合処理ができない等の問題があり、これを解決するためには管轄を移管する以外にない（ただし、移管により少年法の理念が後退しないようにすべきである。）。

被害者である子供の保護を図るためには、むしろ対象を拡大すべきであって、縮小すべきではない。

児童の福祉を害する成人の刑事事件は、家庭裁判所が子供の非行の問題の審判と一体として行うべきであり、移管は家庭裁判所の設置目的等から望ましくない。

第38条を削除する点については、少年事件は警察からの送致が大部分であり、警察が事件を把握している場合が多い。現状でも刑事訴訟法第239条第2項によってまかなえる。

### 5 その他

被害者による質問を認めるべきである。

適用年齢、原則逆送、事実認定、親の責任等考えてもらいたい問題があるので、今後も少年法の運用や少年事件の実情に適した改正を続けてもらいたい。

犯罪被害者の尊厳回復のため、国民に信頼される少年審判制度の確立のため、本件要綱にとどまらず、更なる新制度の導入について検討していただきたい。